岐 阜

県

公

報

毎週

(金曜日)

発行

令和七年七月十八日

を

	_
	13
(医療法施行規則第15条の3)	出張のみによってその業務に従事する助産師が定める病院又は診療所

名称
住所
備考

開設年月日

4

### 年月

Ш

5 分べんを取り扱う場合は、医師に嘱託した旨の書類(医療法施行規則第15条の2第2項の規定による嘱託をした場合は、当該嘱託をした病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類)及び同条第3項の規定により病院又は診療所に嘱託した旨の書類

を

 $\infty$ 

- 5 分べんを取り扱う場合は、医師に嘱託した旨の書類(医療法施行規則第15条の2第2項の規定による嘱託をした場合は、当該嘱託をした病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類)及び同条第3項の規定により病院又は診療所に嘱託した旨の書類
- 6 出張のみによってその業務に従事する場合は、医療法施行規則第15条の3の規定により妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めた旨の書類

改める。

## 別記第十号様式中

# 7 分べんを取り扱う助産所の場合の嘱託医師の氏名等

形	氏名又は 住所名 物	病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の2第3項)	病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の2第2項)	嘱託医師	嘱託医師又は 病院若しくは診療所の別
	住所				現代 とない おおり おおり おいま かっぱ かっぱ かっぱ かっぱい かんりゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅん かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゅん かんしゅん しゅんしゅう かんしゅん しゅん しゅんしゅん しゅんしゅん かんしゅん しゅん しゅんしゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゃ

# / 分べんを取り扱う助産所の場合の嘱託医師の氏名等

病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の2第3項	病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の2第2項	囑託医師	嘱託医師又は 病院若しくは診療所の別
<u>XIII)</u>	類)		氏名又は 名 称
			住所
			垂

に

# 出張のみによってその業務に従事する助産師が定める病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の3)

に

名称
住所
備考

4 分べんを取り扱う助産所の場合は、医師に嘱託した旨の書類(医療法施行規則第15条の2第2項の規定による嘱託をした場合は、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類)及び同条第3項の規定により病院又は診療所に嘱託した旨の書類

を

に

4 分べんを取り扱つ助産所の場合は、医師に嘱託した旨の書類(医療法施行規則第15条の 2 第 2 項の規定による嘱託をした場合は、当該嘱託をした病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類)及び同条第 3 項の規定により病院又は診療所に嘱託した旨の書類

に

出張のみによってその業務に従事する場合は、医療法施行規則第12条の3の規定により妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めた旨の書類

改める。

を

## 別記第十一号様式中

2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師等の変更の場合は、医師に嘱託した 旨の書類(医療法施行規則第15条の2第2項の規定による嘱託をした場

別記第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

第21号様式の2 (第14条の2関係)

年 月 日

保健所長 様

病院(診療所)の所在地 病院(診療所)の名称 管理者氏名

#### 診療用放射性同位元素使用器具設置届出書

下記のとおり医療法施行規則第24条第7号の2に規定する診療用放射性同位元素使用器具を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

病	完(診療	(所) の名称										
病院 (診療所) の所在地								電話	舒号	(		)
	種	類										
SANDER ETHA	形	状										
診療用放射性同位	本年の	使用予定数量(Bq)										
する事項 1日の	最大貯	蔵予定数量(Bq)										
	最大使用予定数量 (Bq)											
	3月間の	D最大使用予定数量 (Bq)										
診療用放射	性同位	氏 名	職	種	放	射;	線診	療に	関 -	する	経り	歴
元素使用器具を使用する医師又は歯												
科医師の氏 経歴	名及び											
予定使用開始年月日 年 月 日												

### 添付書類

- 1 診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- 2 診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び治療病室の平面図及び側面図
- 3 放射線量測定結果報告書又は遮蔽計算書

第21号様式の3 (第14条の2関係)

年 月 日

保健所長 様

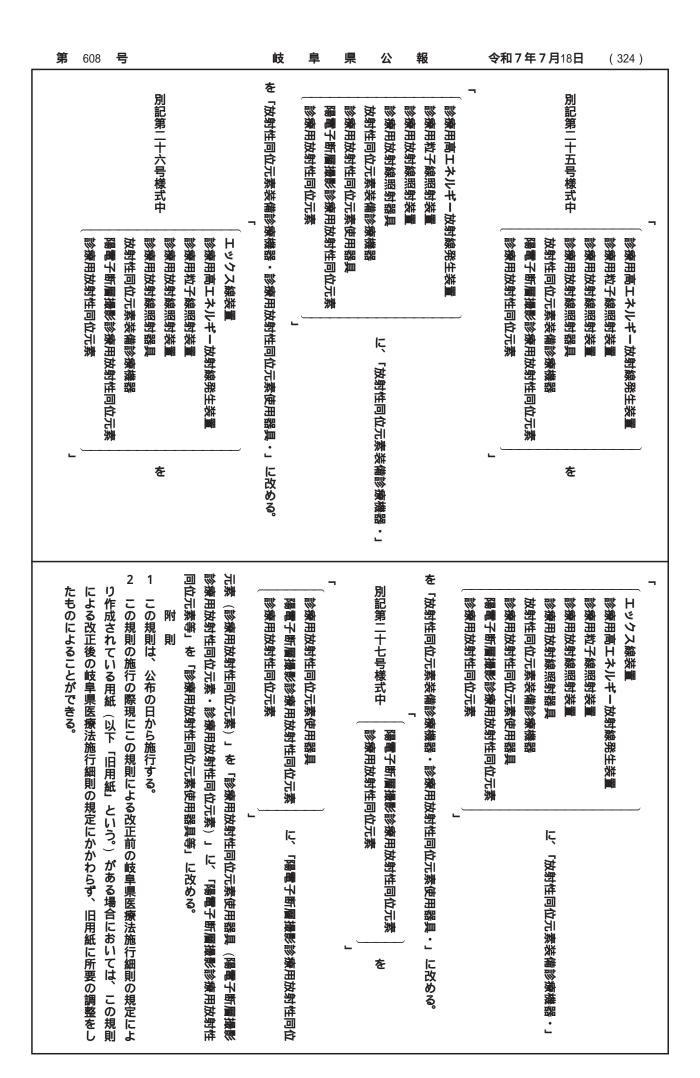
病院(診療所)の所在地 病院(診療所)の名称 管理者氏名

診療用放射性同位元素使用器具使用予定届出書

下記のとおり診療用放射性同位元素使用器具を翌年において使用する予定であるので、医療法第 15 条第3項の規定により届け出ます。

記

病院 (診療所) の名称					
病院(診療	所)の所在地	電話	番号	(	)
	種類				
診療用放射性同位 元素使用器具に関 する事項	形状				
	1年間の 使用予定数量(Bq)				



第

608

号

令和 六・一一・二〇 第一四八号の一三 第一四八号の一三 令 和 号岐阜県指令岐西建築第四 七号の二岐阜県指令岐西建築第一三 六号の一〇
岐阜県指令岐西建築第一三 六号の二〇
・
は阜県指令岐西建築第一七 番開 号許及 六 六· 二· 七 び年月口(変更許可) 六 九・二二 九 日 羽島郡岐南町平成六丁目五七番 共物(道路)、ハ五三番三及び瑞穂市所管法定外公六、八五三番一の一部、八五三番三及び瑞穂市所管法定外公元二番三の一部、八五二番五、八五二番田の一部、八五二番一の一部、八五二番一の一部、八五二番一の一部、八 四五〇番一羽島市竹鼻町狐穴字矢熊一四四八番一、一四四九番一及び一羽島市竹鼻町狐穴字矢熊一四四八番一、一四四九番一及び一 法定外公共物(道路及び水路)羽島市江吉良町字舟橋前二七五〇番外三〇筆及び羽島市所管 開 発 X 域 又 は I X に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 岐阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地一 代表取締役 高 島 大 助株式会社高島衛生 岐阜県各務原市鵜沼朝日町四丁目二一五番地 開 岐阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地一 発許可を受けた者 代表取締役 北株式会社鏡水産 株式会社サイトウ 株式会社サイトウ 代表取締役 代表取締役 北 齋 の 藤 薗 藤 住 所及び氏 幸 幸二郎 郎 晃 名

岐阜市薮田南二丁目一番一号

集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社